# 【教育委員会】

## (学校教育全般)

1 義務教育費の国庫負担を2分の1に戻し、教育の機会均等、教育水準の維持向上という 国の責務を果たすよう要望すること。

## (回答)

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための根幹をなす重要な制度であり、今後も制度を維持向上すべきものと考えている。

平成17年11月の政府・与党合意において、国庫負担割合が3分の1に引き下げられる一方で制度の堅持も明記されたところであるが、義務教育の在り方をめぐっては今後も議論が続くものと思われる。

教職員給与の財源を安定的に確保するためにも、義務教育費国庫負担制度の役割は今後 一層重要になるものと考えられる。県教育委員会としても、これまで同様、機会あるごと に、現行制度の必要性を関係機関に要望していきたい。

2 小学校1・2年生、中学校1年生、幼稚園で実施されている30人学級の効果は実証されている。特にコロナ禍では少人数学級が感染防止にも大きく寄与した。国は小学2年生から段階的に35人学級を実施しているが、県として独自に30人以下学級を拡大し、正規教員の増員を図ること。また、教職員定数の削減をやめ、定数を拡大すること。さらに加配教員の増員を行い、教員の事務量・会議・出張などの軽減を図り、長時間労働をなくすこと。また、人材確保のためにも、採用人数を増やすのはもちろん、経験を積んだ臨時への採用優遇を図ること。

### (回答)

教職員の配置を拡大するには、国の配分定数の充実が不可欠である。

義務標準法の改正により、小学校については、令和7年度までの5年間で、学級編制が 段階的に35人に引き下げられるが、国においても、少人数学級の効果などについて検討 することとなっている。

県教育委員会としても、政府予算等に関する要望活動や全国都道府県教育長協議会など を通じ、教職員定数の確保充実と安定的な配分について要請していきたい。

教職員の確保については、退職者数の見込みや臨時講師比率等も勘案しながら決定している。

引き続き、①採用試験受験者増への取組、②定年引上げに伴う影響などを考慮し、必要な教員数の確保に努める。

なお、臨時講師の経験のみを優遇することは試験の公平性から考えていない。

3 教職員未配置問題は、子どもに行き届いた教育、教員の多忙化解消にとっても、早急に 解決しなければならない深刻な問題である。市町村教育委員会、学校まかせにせず、教育 委員会が教員の増員など、来年度から責任をもって解決すること。

## (回答)

欠員の原因としては、少子化等の影響による大学教育学部の定員減少や、教員が大量退職期を迎える中、全国的に教員確保が厳しい状況となっていることが考えられる。

本県では、今年度の採用試験において、3次試験を廃止するとともに、本県教員として 勤務経験がある方や教職大学院修了者を対象とした特別選考枠を新設するなど、教員確保 に向けて、受験しやすい環境づくりを進めている。

また、再任用校長や再任用指導主事制度の導入をはじめ、退職予定者の意向確認時期を早めて、より丁寧に聞き取りを行うなど、再雇用に向けた環境整備にも取り組んでおり、 今年度から実施される定年引上げの対応を含め、引き続き教員確保に努めたい。

4 新採用教員の10年間で3地域への異動については、2地域へと変更になり配置年数が3年から3~4年と延長されるようになった。個人の事情に合わせて弾力的に運用を行うとなっているが、やはり慣れない教育現場で、結婚、子育てという人生の重要な転換期と重なり、精神的、物理的に大きな負担になっている。このような現場にそぐわない、大分県特有のやり方は、ただちに廃止すること。

### (回答)

教員の広域異動については、平成24年度以降、全県的な教育水準の維持向上、教員の 意識改革、若手教員の人材育成の3つの観点から取り組んできたところ。

本年3月22日に開催した令和4年度第3回総合教育会議では、教員の人材育成や本県の教育水準が向上している点を踏まえ、これまで取り組んで来た広域異動の成果を再確認するとともに、若い教員が感じている負担感の軽減ができないかという観点から議論した。協議の結果、異動地域数、一地域における配置年数を見直すとともに、中堅教員についても過度な負担がかからない程度で広域異動を行う方針を確認した。

総合教育会議における議論を踏まえ、今月公表予定の令和6年度定期人事異動方針に反映させたいと考えている。

5 教員の多忙化が全国でも問題になり、大分県内の中学校でも過労死が起きた。 2018 年8月から義務制等においてタイムレコーダーを導入し勤務時間の管理を行い、縮減を図るようになったが、成果がどのように出たのか検証すること。また、時短ハラスメントなどが職場で起きないように指導すること。

#### (回答)

県立学校では、コロナ前と比較して、全職種の平均時間外勤務時間及び長時間勤務者数とも減少傾向にある。市町村教育委員会においても、校務支援システム等のICTの活用等により、客観的に時間外在校等時間が計測できる環境整備が進んできたところである。

また、時短ハラスメントについては、在校等時間の上限等に関する方針の中で、留意事項として、削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこととしており、長時間勤務者への管理職による個別指導や、課題がある場合には、必要に応じて校務分掌の割振りを行う等、業務改善につなげるよう取り組んでいるところである。今後も、タイムレコーダー等の記録データの活用や好事例の共有など、市町村教育委員会とも連携して実効性ある働き方改革を推進していきたい。

6 学校・地域を点数競争に追い込み、本末転倒の事態を招く全国学力・学習状況調査、大 分界学力定着状況調査は中止すること。また県としてその公開をしないこと。

# (回答)

学力調査の目的は次の2点である。

- ① 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。
- ② 教育委員会及び学校が教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。 これらは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上をねらいとしており、本県でも、 学力向上施策の構築と改善の中心を授業改善に置き、各教科別に指導資料の作成や協議会 を開催し、児童生徒への指導の充実等に役立てきた。

また、調査結果を丁寧に分析し、課題に基づき授業改善の取組を進めた学校は、知識及び技能、思考力・判断力・表現力の向上が図られている。

一人ひとりの児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、引き続き成果を上げている学校の好事例を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること、家庭や地域と連携して児童生徒の学習環境を整えることなどが必要であると考えている。

以上のことから、今後も全国、県による学力調査を実施し、また、取組の好事例が広く 共有されるよう公表も行い、児童生徒の学力向上を推進する。

7 全市町村での小中学校の給食費無償化と県立学校の給食費無償化を早期に実施するため、 国に財政支援措置を求めるとともに、県独自の支援も行うこと。

#### (回答)

学校給食の無償化を含む保護者負担の軽減策等については、各学校設置者の判断により 行われているところである。 全県下で統一して無償化や一部助成を行うには、継続した財源の確保が必要となるため、 国に対し全国都道府県教育長協議会等を通じて財源を含めた具体的な施策を示すよう要望 しているところである。

一方、国においては、学校給食の無償化に向けて、全国ベースでの実態調査を実施しているところであり、小中学校の実施状況の違いや法制面等を含め課題の整理を丁寧に行い、 具体的な方策を検討することとされていることから、今後の国の動向を注視していく。

8 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大きく、この正規化をすすめること。

# (回答)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、市町村教育委 員会と連携・協力しながら、全公立学校をカバーする体制を整えているところである。

昨年度からは、学校現場での相談件数増加への対応や新たな課題であるヤングケアラーを支援するため、スクールカウンセラーは年間 10,010 時間増、スクールソーシャルワーカーは年間 5,760 時間増と配置時間数を大幅に増やし、配置強化に努めている。

今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実及び資質向上に 努め、児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援につなげていきたい。

なお、スクールカウンセラーの常勤配置については、国で調査研究が行われているところであり、その動向を注視していきたい。

9 新年度から教員が不足する事態が生じていることは深刻である。早急に教員の配置を行 うこと。緊急に補助教員などを配置できるよう財政措置を行うこと。

### (回答)

正規教職員の採用者数については、退職者数の見込みや臨時講師比率等も勘案しながら 決定している。

令和5年度においては、児童生徒数の減少に伴い、市町村立学校の教職員定数も減少したが、正規教職員数はほぼ横ばいであり、職員定数における臨時講師が占める比率は減少している。

引き続き、①採用試験受験者増への取組、②定年引上げに伴う影響などを考慮し、必要な教員数の確保に努める。

なお、学力向上を目的とした学校教育活動支援として、学習指導員を令和5年度は県立 学校については本校全校に、市町村立学校については市町村から配置要望があった学校全 校に配置している。 10 特別支援学級在籍の児童生徒は通常の学級の人数に含まれないため、特別支援学級の 児童生徒を含めて41人以上(35人学級の場合は36人以上)のクラスになる場合があり、 学級の児童生徒数の上限を特別支援学級在籍の児童生徒を含めた人数にすること。

## (回答)

特別支援学級に在籍する児童生徒は、個々の実態を考慮した教育課程が編成されており、 義務標準法においては通常学級とは別に専任の学級担任が配置されることとなる。

交流学級等で一時的に上限人数を上回る場合に備え、あらかじめ特別支援学級の児童生徒数を通常学級に加えて算定することは、特別支援学級の児童生徒を重複して計算することになるため、教職員の定数算定としては不適切であると考える。

11 欠員・教員不足を解消するためにも、再任用・非正規教員の待遇改善、賃金の大幅アップを行うこと。

# (回答)

再任用や非正規教員の給与については、正規教員と同様に、地方公務員法に定める均衡 の原則により、国及び他の地方公共団体の状況等を考慮して定めることとなっている。

現在、国において、給特法の見直しを含め、教員の処遇改善の在り方について議論されており、その動向を注視していきたい。

12 希望する若者が教職をめざせるように給付型の奨学金制度の充実を図るなど、教員養成を進めるための施策を講じること。

### (回答)

教職を目指す若者の育成に向けては、令和4年度から県内の高校生を対象に教員育成ガイダンスを実施し、教職課程のある学部への進学意欲の喚起を行っている。また、新卒者が教職をあきらめることのないよう、教員採用選考試験の合格者のうち、大学院進学を目指す者については採用延期の措置を講じるなどの制度も設けている。

給付型の奨学金については、国が住民税非課税世帯などの低所得世帯の学生に対して実施しており、支援対象の拡大、給付額の引き上げ等制度の拡充について、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望している。

13 生活困窮世帯、ひとり親世帯など、給付型奨学金の対象を拡充すること。また、高校などの遠距離通学にかかる財政支援を行うこと。

# (回答)

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国の給付型奨学金制度の拡充について、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望している。

交通費については、大分県奨学会において平成18年度から無利子の「通学費等奨学金」 を設け、遠距離通学生に対する支援を行っている。

14 教員が定数に満たない学校に早急に教員の配置を行うこと。緊急に補助教員などを配置できるよう財政措置を行うこと。

## (回答)

正規教職員の採用者数については、退職者数の見込みや臨時講師比率等も勘案しながら 決定している。

令和5年度においては、児童生徒数の減少に伴い、市町村立学校の教職員定数も減少したが、正規教職員数はほぼ横ばいであり、職員定数における臨時講師が占める比率は減少している。

引き続き、①採用試験受験者増への取組、②定年引上げに伴う影響などを考慮し、必要な教員数の確保に努める。

なお、学力向上を目的とした学校教育活動支援として、学習指導員を令和5年度は県立 学校については本校全校に、市町村立学校については市町村から配置要望があった学校全 校に配置している。

15 学校図書館については、読書推進、教員の多忙化解消、児童・生徒の居場所を提供するためにも、すべての学校に専任の学校司書を配置できるよう補助を行うこと。

### (回答)

平成26年の学校図書館法の一部改正や令和4年度からの「第6次学校図書館図書整備等5カ年計画」を踏まえ、学校図書館の運営の向上や児童生徒の利用促進に寄与する学校司書の配置について、市町村教育委員会に働きかけを行っている。令和4年度の「学校図書館の現状に関する調査(大分県)」では、県内の2校(小1、中1)を除く小学校、中学校、義務教育学校で、学校司書が配置されている。

16 温暖化対策、防災対策として、学校の特別教室、体育館へのエアコン整備が進むよう 県で補助を行うこと。

# (回答)

公立小中学校の体育館の空調設備の設置については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、令和7年度の全国の設置率目標が35%とされているところであり、国では、有利な地方債の活用促進と併せ、今年度から体育館の空調設備の導入に係る交付金の補助率を2分の1に引き上げ、公立小中学校体育館への空調導入を推進しているところ。

県としても、引き続き国や関係部局と連携し、国庫補助制度の周知や設計審査などの技術的アドバイスを通じて、小中学校施設における教育環境の整備を推進していく。

17 県下の公立学校に熱中症対策のため「暑さ指数計」装備すること。

## (回答)

熱中症事故防止のため、令和2年度に全ての県立学校に黒球式熱中症指数計を配付して おり、これらの取組を市町村教育委員会にも周知していく。

# (就学援助について)

1 子どもの貧困率が拡大する中、就学援助制度の適用所得基準を引き下げること。国へ働きかけるとともに、県としても支援を行うこと。

## (回答)

経済的理由により修学困難と認められる児童生徒に対して市町村が必要な援助を与えた場合は、国の制度に基づき、当該市町村に対して要保護児童生徒援助費補助金が交付されている。

県としては、全国都道府県教育長協議会を通じて、毎年、国に対し、補助単価の引上げ 等就学援助の充実を要望している。

2 対象援助費目が県下の市町村でまちまちであり、県下のどこの自治体に住んでいようと子どもの平等性の確保から、14項目の全援助費目について県下すべての自治体で援助措置が図られるよう助成を行うこと。

## (回答)

県内の各市町村が、地域の状況に応じて項目を選択し、措置していると考えている。県 としては、県内の情報を提供しながら、予算の確保について市町村へ要請している。

# (人権同和教育)

- 1 公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会への公費による教員の派遣を 中止すること。
- ※資料請求 ①2023 年度会員に配布した総会のすべての資料 ②教育実践を含む年間業務内容のわかる資料

#### (回答)

公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会の事業は、県教育委員会が行 う人権教育行政と密接な関係にあり、人権教育の推進に果たす役割や公益性を考慮のうえ、 関係法令や条例に基づき、職員の派遣を決定し、当該協議会へ派遣しているところ。

2 公教育において特定の運動団体の特異な理論に基づく「同和」教育や研修は中止すること。

## (回答)

各種関係法令や「大分県人権尊重施策基本方針」「大分県人権教育基本方針」「大分県人権教育推進計画」に基づいて、県教育委員会として主体的に人権教育の取組や研修を進めているところ。

3 フィールドワークは国会の附帯決議に反し、特定の地域や個人及びその職業の歴史を旧 同和地区とリンクさせ、差別の掘り起こしと拡大を誘発するものであり、中止すること。

## (回答)

法の趣旨並びに附帯決議を受け止め、新たな差別を生むことのないように実施方法に配慮しながら、教育庁職員として部落差別問題をはじめとする人権問題についての理解と認識を深め、人権感覚を磨き、人権問題を解決するための資質の向上を図ることを目的に、体感することを重視したフィールドワークを実施しているところ。

4 今後とも教育現場で起きる「人権問題」は、教育の自主性や中立性を守り、運動団体への連絡や指示を仰いだりしないという姿勢を堅持すること。

# (回答)

これまでと同様に、学校で人権問題が起きた時は、当該学校の課題という認識を踏まえ、 当該学校の取組を県教育委員会が支援していく。

5 教職員の人権を守るために、教職員の増員を行い、過酷な教育環境や労働環境の改善策 を強化すること。

### (回答)

教職員の配置を拡大するには、国の配分定数の充実が不可欠である。

県教育委員会としても、政府予算等に関する要望活動や全国都道府県教育長協議会など を通じ、教職員定数の確保充実と安定的な配分について要請していく。

### (文化財行政)

- 1 戦後 78年を経過し、直接の戦争体験者が著しく減少するともに、戦争の実相を物語る 遺構も風化が進んでいる。こうしたなか、戦争の愚かさや悲惨さ、平和の尊さを後世に伝 えることは現代に生きる私たちの責務と考える。文化財保護法の指定基準の改定に伴い、 近現代史における戦跡や戦争遺構について、悉皆調査が求められている。
  - 8月17日の合同新聞の報道では全国で10県が保存状況など全容解明のため悉皆調査を行ったと報道している。また、同記事では、検討していない都府県に31県に大分県も含まれていると報道されているが、調査の実態はどうなっているか、いつまでに完了し、報告書を発行するのか、また、24年度も含め今後予算の増額措置の計画や方針がどうなっているかを明らかにすること。

# \*資料請求 大分県及び県下の市町村の調査の実態のわかる資料

2 大分県の戦争遺跡の悉皆調査の現段階はどうなっているのか、早急に終了すべきであるが、その計画を示すこと。

# (回答)

- 〇県では、平成4・5年に明治維新以後の近代化遺産について調査を行い、1次調査で産業・土木・教育・文化等に関する建造物872件をリストアップした。このうち軍事施設は29件で、その後、詳細調査を実施して報告書『大分県の近代化遺産』に掲載したものは、宇佐市の掩体壕群、大分市の豊予要塞司令部高島跡、佐伯市の第二戦闘指揮所跡、仙崎砲台跡の4件である。その後、いわゆる「戦争遺跡」を含む近代の遺跡に関する悉皆調査はまだ実施していない。
- 〇県では、現在、江戸時代の遺跡等の悉皆調査である近世重要遺跡調査を全市町村の協力を得て進めており、この調査に目処をつけてから、「戦争遺跡」を含めた近代の遺跡等を調査し、保護の必要なものについては、指定制度等を通じて保存と活用を進めていく。
- ○文化財の保存等に関する経費は、大分県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき適切な執行に努めているところである。交付要綱上、補助対象となる事業は、国庫補助金の交付を受けて実施する事業、県指定文化財の災害復旧、調査、保存及び活用に関する事業に限られている。そのため、国・県指定ではない文化財の保存等に関する予算は計上していない。
- 〇一方、県内市町村では、令和2年度から「文化財保存活用地域計画」作成を開始し、 その中では文化財の悉皆調査を求められている。県として、こうした計画作成を支援 することで、「戦争遺跡」を含めた県内の文化財全体の把握に努める。

# 【各地域からの要望】

(日田市)

1 国登録有形文化財・山田家住宅の修復を支援すること(日田市隈一丁目)。(地図参照)

### (回答)

国登録文化財の修復については、設計監理事業 の補助事業がある。所有者からまず日田市へ相談 いただきたい。

